

倫理規程

コンプライアンス

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本パラダンススポーツ協会（以下「当協会」という）が果たす社会的役割を踏まえ、当協会及び当協会の加盟団体（その定義は定款によるものとする）が担う社会的責任に鑑み、当協会及び加盟団体の事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止及びパラダンススポーツ競技におけるコンプライアンスの推進を図り、もって当協会ひいてはパラダンススポーツ競技に対する社会的な信頼を確保することを目的として、当協会及び加盟団体の関係者に対して、禁止する行為、違反した場合の処分の内容その他を定める。

(定義)

第2条 本規程において、加盟団体等とは以下のものをいう。

- ① 当協会の加盟団体
- ② 加盟団体に登録した団体

2 本規程において、会員等とは以下のものをいう。

- ① 当協会の会員
- ② 加盟団体が財団法人である場合、その評議員
- ③ 加盟団体が社団法人である場合、その社員

3 本規程において、役員等とは以下のものをいう。

- ① 当協会の理事
- ② 当協会の監事
- ③ 加盟団体の理事
- ④ 加盟団体の監事

4 本規程において、職員等とは以下のものをいう。

- ① 当協会の職員
- ② 加盟団体の職員

5 本規程において、その他競技関係者とは、当協会又は加盟団体等の活動に関係又は関与する者であって、登録者、役員等、会員等又は職員等のいずれにも該当しないものをいう。

6 本規定において、競技関係者とは、会員等、役員等、職員等、登録者及びその他競技関係者をいう。

第2章 禁止行為

(競技関係者の禁止行為)

第3条 競技関係者は以下の行為を行ってはならない。

- ① 法令に違反すること。
- ② 当協会、加盟団体若しくは当協会が加盟する団体の定める諸規程又は決定に違反すること。
- ③ 当協会、加盟団体、当協会が加盟する団体、又はパラダンススポーツ競技にかかわる一切の者の名誉又は信用を毀損する行為を行うこと。
- ④ パラダンススポーツ競技に関し、不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束すること。
- ⑤ パラダンススポーツ競技に関し、方法の如何を問わず、また直接か間接かを問わず、競技結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与すること。
- ⑥ パラダンススポーツ競技に関し、補助金等の不正受給、脱税、その他不正な経理に関与すること。
- ⑦ 暴力、体罰、各種ハラスメント、差別、違法賭博、違法薬物の使用、未成年の飲酒・喫煙その他倫理に反する脅威をすること。
- ⑧ その他、パラダンススポーツ競技に関し、直接または間接を問わず、品位を失うべき非行を行うこと。
- ⑨ 第三者が前各項に定める行為を行うことを幫助し、教唆し、若しくはこれを是正すべき権限を有するにもかかわらずこれを放置し、又は適切な対応を行わないこと。

(加盟団体等の禁止行為)

第4条 加盟団体等は以下の行為を行ってはならない。

- ① 法令に違反すること。
- ② 当協会、加盟団体若しくは当協会が加盟する団体の定める諸規程又は決定に違反すること。
- ③ 当協会、加盟団体、当協会が加盟する団体、又はパラダンススポーツ競技にかかわる一切の者の名誉又は信用を毀損する行為を行うこと。
- ④ パラダンススポーツ競技に関し、不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束すること。
- ⑤ パラダンススポーツ競技に関し、方法の如何を問わず、また直接か間接かを問わず、競技結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与すること。
- ⑥ パラダンススポーツ競技に関し、補助金等の不正受給、脱税、その他不正な経理に関与すること。

- ⑦ その他、パラダンススポーツ競技に関し、直接または間接を問わず、品位を失うべき非行を行うこと。
 - ⑧ 第三者が前各項に定める行為を行うことを幫助し、教唆し、若しくはこれを是正すべき権限を有するにもかかわらずこれを放置し、又は適切な対応を行わないこと。
- 2 第1項に基づき、加盟団体等の禁止行為を認定するに当たっては、加盟団体等に所属するが、禁止行為に何ら関与しない個人が不当に取り扱われることの無いよう、禁止行為の性質や態様を踏まえて、加盟団体等を処分する必要がある場合に限り禁止行為違反を認定しなければならない。

第3章 処分

(会員等に対する処分の種類)

第5条 当協会は、禁止行為を行った会員等に対し、禁止行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行い、又は加盟団体をして以下の処分を行わせしめることができる。

- ① 戒告：口頭による注意を行い戒める。
 - ② けん責：文書による注意を行い戒める。
 - ③ 有期の会員資格の停止：1年以上4年以下、当協会の会員としての資格を停止する。
 - ④ 無期の会員資格の停止：期間を定めず、当協会の会員としての資格を停止する。
 - ⑤ 会員資格のはく奪：永久に当協会の会員としての資格をはく奪する。
 - ⑥ その他、法律及び当協会又は加盟団体の定款に定める処分
- 2 会員資格の停止を受けた会員は、会員資格の停止期間中、パラダンススポーツ競技に関する一切の競技活動を行ってはならない。
- 3 当協会は、第1項各号の処分に代えて、又はこれらの処分と併せて、一定期間のボランティア活動への従事、書面による反省文の提出その他これに準ずる処分を科すことができる。

(役員等に対する処分の種類)

第6条 当協会は、禁止行為を行った役員等に対し、禁止行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行い、又は加盟団体をして以下の処分を行わせしめることができる。

- ① 戒告：口頭による注意を行い戒める。
- ② けん責：文書による注意を行い戒める。
- ③ 役職の停止、降格又は解任：1年以上2年以下役職を停止し、降格し又は解任する。
- ④ その他、法律及び当協会又は加盟団体の定款に定める処分

(職員等に対する処分の種類)

第7条 当協会は、禁止行為を行った職員等に対し、禁止行為の内容・程度及び情状に応じ、

当協会の就業規則及び従業員懲戒規程に基づく処分を行い、又は加盟団体をして加盟団体の就業規則及び従業員懲戒規程に基づく処分を行わせしめることができる。

(その他の競技関係者に対する処分の種類)

第8条 当協会は、禁止行為を行ったその他の競技関係者に対し、禁止行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行い、又は加盟団体をして以下の処分を行わせしめることができる。

- ① 戒告：口頭による注意を行い戒める。
- ② けん責：文書による注意を行い戒める。
- ③ 有期の登録等の禁止：1月以上4年以下、会員等、役員等、職員等への就任を禁止する。
- ④ 無期の登録等の禁止：期間を定めず、会員等、役員等、職員等への就任を禁止する。
- ⑤ 登録資格剥奪：永久に会員等、役員等、職員等への就任を禁止する。

(加盟団体等に対する処分の種類)

第9条 当協会は、禁止行為を行った加盟団体等に対し、禁止行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行い、又は併科することができる。

- ① 戒告：口頭による注意を行い戒める。
- ② けん責：文書による注意を行い戒める。
- ③ 有期の資格停止：1月以上4年以下、当協会の加盟団体としての資格を停止する。
- ④ 無期の資格停止：期間を定めず、当協会の加盟団体としての資格を停止する。
- ⑤ 資格剥奪：永久に当協会の加盟団体としての資格を剥奪する。

2 前各項の適用に当たっては、加盟団体等に所属し、禁止行為に関与していない登録者のパラダンススポーツ競技への参加が不当に害されることの無いよう、十分に配慮を行わなければならない。

(本規程の改正手続)

第10条 本規程は、あらかじめ、コンプライアンス委員会の意見を聴いて、理事会の決議により変更することができる。

附 則

1 本規程は、令和元年11月5日から施行する。